

岩手県告示第647号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定に基づき、次の区域を海岸保全区域として指定する。

平成28年7月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 海岸名 岩手県三陸南沿岸門の浜漁港海岸西館地区海岸
- 2 指定区域 次の基点1から基点16までの各点を順次に直線で結んだ線及び基点16と基点1とを直線で結んだ線により囲まれた

区域

- 基点1 北緯38度59分39秒55632、東経141度43分20秒25116
- 基点2 北緯38度59分39秒74155、東経141度43分20秒60082
- 基点3 北緯38度59分39秒26583、東経141度43分20秒93315
- 基点4 北緯38度59分39秒29305、東経141度43分21秒00388
- 基点5 北緯38度59分37秒47512、東経141度43分22秒32397
- 基点6 北緯38度59分37秒08070、東経141度43分22秒62240
- 基点7 北緯38度59分36秒62279、東経141度43分22秒91497
- 基点8 北緯38度59分36秒08554、東経141度43分23秒24797
- 基点9 北緯38度59分35秒98363、東経141度43分23秒31401
- 基点10 北緯38度59分35秒43725、東経141度43分23秒65317
- 基点11 北緯38度59分35秒07657、東経141度43分23秒70621
- 基点12 北緯38度59分34秒64300、東経141度43分23秒74994
- 基点13 北緯38度59分34秒61571、東経141度43分23秒75638
- 基点14 北緯38度59分34秒15364、東経141度43分22秒06829
- 基点15 北緯38度59分36秒48106、東経141度43分21秒03622
- 基点16 北緯38度59分39秒10107、東経141度43分19秒19012

備考 関係図面は、岩手県農林水産部漁港漁村課及び沿岸広域振興局水産部大船渡水産振興センターに備えておいて縦覧に供する

。